

平成24年3月5日開会  
平成24年3月23日閉会

平成24年  
第1回定例会会議録  
(第3日目)

小豆島町議会

開議 午前9時29分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時29分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

議長（秋長正幸君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は、オリーブ油が健康に一番よいということで、オリーブによる健康長寿の島づくりについて質問をいたしたいと思います。

トップワンであつたらいいんですけど、きょう初めて一般質問でトップになりました。それと同様、オリーブにもトップワンでいきたいと思います。よろしくお願いします。

私は、町長の施政方針によるオリーブによる健康長寿の島づくりについて質問をいたしたいと思います。

小豆島の宝であるオリーブで健康を保ち、長寿の島づくりにするにはあらゆる面でよいと思います。トップワンプロジェクトの立ち上げも納得しています。私は、町長の施政方針を聞いて、小豆島がもう一度見直されるのではないかと思い、未来に希望を持つ気持ちになりました。大きなポイントだと思います。

そこで、私なりの意見を申し上げます。

プロジェクトは、ともすればオリーブを耕作する立場が重要視されて、私たち利用者は黙っといてくれとならないかと思っています。プロジェクトにオリーブ耕作者でない利用者の立場からの2名の主婦を入れるべきだと考えます。2名の提案は、個人の意見ではなく、会の事前に相談できる数だと思うからです。

また、小豆島産オリーブは値段が比較的高く、値段が低い外国産という事実はこれらかも変わらず存在すると思いますが、町はどう考え、どう呼びかけていくのかお聞きいたし

たいと思います。

私は、このベースは変わらずとも、オリーブの利用を徹底的に高め、生活に定着させるなら、外国産のオリーブをスタンダードに使い、贈り物や観光客に小豆島産を利用してもらう方が現実的でないかと思っています。油を使った家庭での食事は多く、島民の日常生活利用の呼びかけを強めることも重要であります。

さらに、施政方針の中にもありますが、島内飲食店でのオリーブ料理と推奨マークの導入について、観光客用をイメージしているように思えますが、地元の食堂や弁当などを業としている方も声を聞き、呼びかけ、小豆島は販売している弁当や島民の人が日常使っている食堂も油にオリーブを使っているということが大切だと思います。こうした取り組みが日本中に広がりを持つのではないかと思います。お店で作られる商品にオリーブ油が使われていることで、観光客にも広がっていくのではないかと、町を挙げて取り組んでいることを知ってもらうことは地元住民や地元飲食店でのオリーブの利用がポイントです。オリーブが広がっていくのに欠かせないのではないかと思います。拡がりのためには、推奨マークだけではなく、町が飲食店に対し少しの補助をするシステムも必要ではないかと思っています。小豆島では、飲食店で外食をしている方もオリーブを使っているから、健康によくて長生きしている。長生きする秘訣なのだということで、オリーブが定着するのではないかと、焦るわけではありませんが、オリーブの効果は割と早いものではないかと思っています。誰も健康になりたいものですから、小豆島のこうした取り組みを知った観光客は、納得し期待してオリーブを使ってみようとお土産にオリーブを買って帰るのではないかと思います。小豆島のオリーブしか使わないという人もあらわれると思います。

昨年の暮れ、長崎への議員の研修視察もありました。しかし、本気こそ大切だと思います。小豆島はオリーブの利用で日本一ということがなければ本物にならないと考えます。また、昨年の12月議会でも申し上げましたが、景観的にオリーブが見えるということをもっと重視してもらいたいものです。昔の倍ぐらいに本数を増やすことを考えなくてはならないと思います。誰が管理するのかと言っているうちは、かけ声だけに終わると思います。小豆島へ行ったら、山も畑もオリーブでいっぱいだったという印象もとても大切だと思います。

オリーブは正に神様からの贈り物だと思います。先人たちの苦勞からオリーブの小豆島と言われるようになったからです。観光客からという印象もとても大切だと思います。そうしないと、実際は外国産が多いのではないかと思われてしまうのです。山や畑は耕作放棄が目立つのでは、景観策も真剣に考えてオリーブ栽培を拡げていただきたいものです。

中山の棚田を守る決意と同じくらい大切だと考えます。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員から、オリーブによる健康長寿の島づくりについて賛同のご意見をいただきました。まことにありがとうございます。また、小豆島のオリーブ振興について、建設的な提案をいただきましてありがとうございます。

幾つかのポイントをおっしゃられたわけですが、すべての事項について賛成です。質問にありました事項について、順次答弁を申し上げますが、まず1点目のオリーブトップワンプロジェクトについて、栽培者が中心で利用者の立場からの、例えば2名ぐらいの主婦を入れるなどの利用者対策の立場を重視すべきだという提案であります。これもおっしゃるとおりですので、提案に沿って必要な方をプロジェクトに入れていくべく、努力をしたいと思います。

それから、今回のオリーブによる健康長寿の島づくりのプロジェクトにつきましては、婦人団体の代表者の女性の小児科医、これも女性の保健師、栄養士など相当数の女性委員に入っていただくことにしております。

それから、2番目の小豆島産オリーブの値段が高いという問題にどう対応するかということですが、私も2年たちましたけども、小豆島のオリーブを振興する上で最もハードルになるのがオリーブの生産量が少ないことと、値段が外国産に比べて高いという事実をどう乗り越えるか、あるいはこれをどう生かすかということだと思っています。残念ながら、今のところこうしたらいいというところまで到達しておりません。業者の方によっては、小豆島のオリーブの質の高さと生産量の少なさ、結果的に高価であるということセールスポイントにしてやってる方もいるわけですが、これからオリーブを使いたいような振興策を図る上で、やはり生産量の問題と値段が高いということをどう乗り越えるかというのは大変大きなハードルだと思っています。後の委員からも質問がありますが、今のところ名案は全くないわけですが、例えばオリーブの実の価格の決定をする仕組みに問題がないかという問題意識を私自身は持っております。もう一つは、生産過程あるいは摘み取りの段階とか加工段階、いろんな段階で共同化できないかというような問題意識も持っています。いずれにしても、小豆島のオリーブの生産量を増やすことが根本的に必要だと思っておりますので、今のところ名案はないというのが現実ですが、引き続き考えて

いきたいと思っています。

それから、そういうことを前提にして、例えば今回学校給食などでオリーブオイルを全面的に使おうということを実行したいと思っていますが、その際に小豆島産のオリーブは量も少ないですし、価格も高いということで、おのずから外国産のオリーブを活用することになるかと思っています。オリーブも用途によっていろいろ違うわけですので、例えば高級な料理の最後のポイントに小豆島のオリーブ油を使うとか、いろんな小豆島のオリーブの特色を生かした生かし方というものが必要であろうかと思っています。

それから、島内飲食店でのオリーブ料理や推奨マークの導入についてということですが、これについては観光客用をイメージしてることは事実ですけれども、それに限らず、地元の食堂とか弁当とか、あるいは家庭内でもオリーブを使うとか、島民みずからがオリーブを使うことによって健康になっていくということも当然考えておりますので、ご提案のことも今後実施していきたいと思っています。

それから、オリーブの栽培面積がこれで十分かということですが、私はいつときオリーブの栽培面積はもうそろそろ限界に来たんじゃないかと思った時期がありました。最近またやはり観光用にも必要です。また冒頭から申し上げてますように、小豆島のオリーブの絶対量が少ないという問題を解決するには、引き続きさらに耕作面積を拡げるということは必要だと思っています。ご指摘のように、中山の棚田を守る決意と同じぐらいにいうか、もっとある意味では大事なことだと思っていますので、ご提案を踏まえて今後とも努力をしていきたいと思っています。

議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

13番（中江 正君） ささまざまな取り組みで前向きに取り組んでいくということ、答弁でわかりました。ありがとうございます。

一、二点、ちょっとお聞きしますが、推奨マークの導入、補助、これに関してはイベントとかがありますね、講演会とかさまざまな取り組み、その中で町を挙げて限定価格なんかを決められないものか、商品が売るときに、そういったことがあるのではないかと。それで、全体的に何しろこのオリーブを推進していくためには、住民の方の協力が一番だと思うわけです。あらゆる取り組みを今述べられたわけですが、いいことだと思うんですけど、やっぱり住民サイドから考えれば安い価格に乗っていくということになっておりますが、小豆島全体でオリーブ油を利用しているということは、これから大切になる

のではないかなあと、こう思っておりますが、推奨マークの導入でイベントでどのようなことが限定価格、オリーブ油の価格、そういうようなのを決められないものか質問いたしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） オリーブの推奨マークの件につきましては、これについてはこれから具体的な対象業者の範囲や推奨マークの認定基準、推奨マークのデザイン等についてプロジェクトの方で十分協議を行ってまいります。

オリーブを使った料理といたしましては、現段階では3つの分類を考えておまして、1つはオリーブの果実や葉を使った料理、2つ目はオリーブオイルを使った料理、3つ目がオリーブを飼料として育てたオリーブハマチやオリーブ牛を使った料理を想定しております。このように、オリーブを使った料理につきましては多種多様でございますので、飲食店に対する補助につきましては、補助の対象や金額等の基準を定めることが非常に難しい面もございますので、現段階では補助金等の予算化はしておりません。

推奨マーク認定の飲食店につきましては、案内チラシの作成や町のホームページ等で島内外に広くPRすることで、側面から支援をしてまいりたいと思っております。

それから、イベント等についてはオリーブ課長の方から答弁させていただきます。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 中江議員のご質問にお答えいたします。

イベント等でどうやって普及をしていくかということかと思うんですが、オリーブは小豆島の現在シンボルとして定着をしておりますけれども、ご提案のように各家庭においてお醤油のように日常的に食卓に並んでおるかと思しますと、なかなかそうでないのが現実かと思います。お醤油と同じように小豆島の食文化としてオリーブを各家庭に普及させていくためには、施政方針にも町長が上げておりますように、まず第1に家庭、それから学校給食、こういったところでオリーブの料理の普及をしていくことがまず第一歩であると考えておるところでございます。

学校給食につきましては、昨年ご存じのように、学校園で収穫をいたしましたオリーブの果実を財団法人のオリーブ公園の方が加工いたしまして、一部学校給食に導入をしたと

ころでございますが、さらに今年度からは揚げ物であるとかいため物、こういったものに現在菜種油を使用しておりますけれども、こういったものをオリーブオイルに切りかえてまいりたいと考えております。

それから、家庭での普及推進に当たりましては、各地域の公民館を拠点といたしまして、食生活改善推進協議会の皆さん方のご協力もいただきながら、オリーブを生かした料理の普及推進を図ってまいりたいと考えております。これに加えまして、現在、昨年も小豆島高校、それからオリーブ協会のバックアップをいただきながら、食生活改善推進協議会の皆さん方が家庭料理普及会、高校の方はフェスティバル、こういったものを実施しておりますので、これを行政として側面から支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、これを効率的に地域に広げていくために、現在考えておりますのは保健師、また栄養士、それから学校の養護教諭、こういった専門的な知識を有する職員を対象として専門研修を実施いたしまして、地域への普及の伝導役として役割を担ってもらうための人材養成も図っていきたいと考えております。ということで、議員各位におかれましても、イベントのみならず、それぞれの地域や家庭でご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

13番（中江 正君） さまざまな取り組みで、やはり日本一、世界一のオリーブの島、小豆島になることを期待し、私の質問を終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思います。

新内海ダムの完成時に合わせて、49災害、51災害の冊子をつくるべきということで申し上げます。

この3月11日で東日本大震災から1年になりました。時代が違うとはいえ、あの津波の映像の記録をテレビなどで見る限り、地震列島の地球に住んでいる私たちを思わずにはおられません。地震だけでなく、集中豪雨による山津波や高潮の経験を持つ瀬戸内海の小豆島に住む私たちはどう生きるべきかと思っています。

施政方針のインフラ整備のページ、25ページですか、新内海ダム建設による治水や利水への貢献が評価され、防災対策についても万全を期してまいりたいと書かれています。

私は、香川県にある1万4千個の池とともに、ダムの必要性と計画の正しさを歴史を含め、あらゆる面から確信しました。2月6日に行われましたダム対策特別委員会でも、資料を配ったところでございます。ダム建設は全く正しい選択であると思います。民主的に進められてきたと思っています。ダムに反対する人は、小豆島の実態やダムの位置や景観について全く間違ったまま今日を迎えていると思っています。

竹生川の一本松近くに、私の妹が嫁いでいましたが、家は山津波で9人家族のうち3名が亡くなりました。ひいじいさんはそのとき、私は逃げられんから、ここで死ぬと言って竹生の岡万の布団の中から自衛隊に発見されました。その息子であるじいさんは、国道で復旧作業中に山津波に遭遇し、その妻のおばあさんは家族と同じ家で亡くなりました。亡くなって埋まったままのおばあさんのすねを踏み台にして、ごめんと言って避難場所の岡万の家を脱出したのです。

大阪から帰り、一緒に避難していた主人の妹1名が半身不随になりました。また、私の家のすぐ近く、50メートル離れた家のおばさんも木庄川が埋まって水が、土水が雨戸を破り、その人の命を奪いました。昭和49年でございました。

私の親戚筋の人も昭和49年に橋でおじいさん、おばあさんが亡くなって、また昭和51年には谷尻に住んでいましたが、24名の方と同じように1名亡くなりました。残念でなりません。昭和49年に29名亡くなり、51年には39名、合わせて68名の大切な命が山津波で亡くなりました。津波は海からだけではございません。

1週間ほど前にも、島バスの先輩が昭和51年の大災害の時に、竹生のバス停で1人の子供を預かってくれと頼まれたそうでございます。偶然、そのお父さんが来られて、実のお母さんは亡くなっております。その子も死んだと思っていたんですけど、生きていたのかと言われて驚いたそうでございます。その子は泥だらけだったということでございます。

昨年7月28日の山陽新聞の滴一滴には、偶然と思えない出来事が世の中には起こる、岩手県大船渡市の吉浜地区で、昭和三陸津波、1939年の猛威を伝える巨大な記念の石が見つかった。道路工事で、この石は埋められてしまいましたが、東日本大震災の津波でもう一回表へ出たようでございます。地上に現れたんです。津波記の文字が現れたことが書かれていました。石碑を埋めてしまったのは問題ですけども、当時の村長は苦難のもとに高台に地区を家屋を移転していたので、あの津波に遭遇せずに無事だったとのことでございます。



今回の大地震で、政府中枢が記録をとらなかったということが判明しましたが、一体何を考えているのかと唖然としました。

考えると、私たちの経験を後世に伝えることが何よりも大切だと思っています。新内海ダムの完成を祝う意味もあります。ダムをつくって安全を確保したり、49災害、51災害の記録を残すのは私たちの任務だと思います。東日本大震災を見て、全国の県や市や町の上層部の危機管理を見直すためにも、小豆島町の場合、一般の人の多くの経験を記録すべきです。危機に遭遇した時にこそ、過去の経験が生きることは証明されています。以前の質問で前向きの答弁をいただきましたが、冊子づくりについても一度お聞きいたします。

次に、教育は子供に対して押しつけになっていないかということで質問いたします。

子育て応援についてですが、子育て共育課を設けて本格的に取り組んでいく決意なのでご意見を申し上げます。押しつけになっているという答弁はいただけないと思いますが、私の経験を申し上げます。

ちょうどそのときのチラシが今お配りしましたけど、ご覧になっていただきたいと思います。1986年、今から26年前のことで、次男が6年生のときのものでございます。当時の木庄こども会ニュースです。

8月13日から14日にかけて、当時木庄でも川飯が行われていました。肝試しやキャンプファイア、歌声などがそれなりに工夫をしておりました。チラシの右下に漫画的に書いてますけど、お土産、子供全員にお菓子を配りますとありますが、その時のことでございます。ござに座った者にお菓子を配るとハンドマイクで何回言ってもだれも言うことを聞きません。約30人ぐらいいたと思うんですけど、すると勉強のよくできる女の子が、おっちゃん、そんな言うてもだれも言うこと聞かんよと耳打ちしてくれたので、どう言ったよいのかと聞きますと、ござに座らな お菓子をやらん言うてみいというので、そのとおりに言うと、全員が一斉にござに座りました。私はびっくりしました。前者は褒美でございます。後者は罰で大違いだったからです。

この頃、また私はバスの運転手でしたので、お客さんの話が聞こえました。夏の頃だったと思いますが、概略、次のような話でした。うちの近所の子供が朝5時に土庄小学校の正門の前でかばんを背負ってうずくまっていた。親に聞くと、幾ら言っても、遅刻したら先生に怒られるからと言って聞かなかつたらしい。以前に遅刻したとき、髪の毛に、男の子ですけど、髪の毛にリボンをつけられたので、二度と遅刻できないので、朝早く行っていたとのことでした。男の子はリボンをつけられたことがショックで、朝5時から正門前にうずくまっていたのです。

木庄の川飯の経験も土庄の遅刻や処罰のことを考えると、処罰で鍛える教育となっていたのではないかと思います。子供の自由奔放がよいと言っているのではなく、押しつけの教育が続いていたのではないかと危惧するものでございます。

今、不登校や閉じこもりの子供が多いと聞きますが、家庭や子供本人に問題をなすりつけているのではないかと、大人が反省することはないのかと思います。子育て共育課を設置することですので参考にさせていただきたいと思います。教育長の考えもお聞きしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

まず1点目の新内海ダムの完成に合わせて、49年災害、51年災害の冊子をつくるべきのご質問ですが、ぜひそのようにしたいと思っています。その際には、49、51災害を実際に経験された生の声をできるだけ記録にとどめ、残したいと思っています。

昨年の3月11日の大災害でわかったことは、過去の経験とか歴史の経験を学ばないことによって災害が大きくなったということであったと思います。小豆島の49年災害、51年災害の経験をこれからの災害防止とか災害の被害を小さくするために生かすためにも、まだその災害を経験された方が生きておられる間に生の声を、経験をつづった冊子をぜひつくりたいと思っております。

2点目の教育が子供に対して押しつけになっていないかということについてです。

子供には無限の可能性があって、みずから伸びていく力が備わっていると思います。私ごとで恐縮ですけれども、私は小学校6年間、隣にいる後藤教育長と同じクラスでありました。私は、今でこそ人前で何でもしゃべれるようになっておりますが、小学校6年間、後の中学校もそうでしたが、人前で手を上げて話したりすることは一切ありませんでした。学芸会となると、隅っこで隠れているような人間でありました。それから、苗羽小学校は楽器ができないと肩身の狭いような学校でしたが、私は何ひとつ楽器もできませんでしたし、スポーツも何ひとつできませんでした。私の担任の先生はそういうマイナス点を改善しなさいというのではなくて、私の得意な分野をきちんとあなたはやることでいいという教育を受けました。おかげさまで、今では人前で何でもしゃべれるようになっております。

そのように、子供が持っている本当の能力を生かすというのが教育であると私はずっと

信じておりまして、私が子供のころに受けたような教育をもう一度この小豆島町で取り戻してほしいという気持ちで、教育長に教育改革をお願いしているつもりでございます。ということでありますので、後藤教育長の考えを聞いていただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、森議員さんのご質問にお答えしますが、子供に対する教育が押しつけになっていないかというご指摘でしたけども、特に子供が幼いときは、押しつけというよりは、ある程度強制的にさせることも時には必要であると考えております。

例を挙げますと、あいさつや返事など社会的なルールを徹底しなければならない場合や、家庭学習、いわゆる宿題の習慣化を図ることができるようにする場合などが挙げられるかと思います。

押しつけとしつけの違いは、大人の目線での違いであり、押しつけは大人からの目線でしかったり命令したりすること、一方、しつけは子供のためになることを子供の目線に合わせてしかったり言い聞かせたりすることではないかと考えます。もちろん、しつけの場合でも子供の人格や人権に配慮した指導が必要であることは言うまでもありません。

また、昭和55年度からスタートしたゆとり教育からの経緯を振り返ってみますと、子供の自主性や個性の重視といった視点から、子供に任せる部分が多くなり過ぎ、学力低下等の課題が生まれてきたこともあります。新学習指導要領実施に伴い、学習内容、時間も増してきた今、押しつけではなく教え込む時間も重要になってくるのではないかと考えられます。

したがって、子供に任せる場合としっかり教える場合とのバランスを大切にすることと同時に、いま一度学校現場等におきましてもそれぞれ教員が子供たちへの言葉かけについても振り返り、子供の目線に沿った教育がなされるよう指導していきたいと考えています。今、町長言ったように、教育は子供の能力を伸ばすことだと私も同じ考えですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 教育のことは僕はほとんどわかりませんので、自分の失敗談を言

いますと、小学校5年か6年のときに物すごく勉強できる人が、先生が黒板で本を見て教えたら、すぐに手を挙げて言うたのです。僕はそれが不思議でしょうがなく、何でわかったんと言うたら、ほんたら、森よ、予習いうんがあるんやと。宿題もまともにせんかったから、予習があるんやというんが小学校5年か6年生で気がついたんですけど、そういう意味では宿題はもちろんなんですけど、そういう予習もちゃんとするいうんが子供の任務やということを改めて思ったんですけど、今の方針で僕はいいと思います。しかし、やっぱり子供たち中心に物を考えてあげるということをしないと、不登校になったりすることも考えられますので、再度質問したいと思うんですけど、そして、また最近出たんです、これ香川県の方の本なんです。不登校は1日3分の働きかけで99%回復する、これなかなか難しいと思うんですけど、家庭に入り込んで親や子供と話し込まなったら、なかなか直らんことだと思いますけど、そのために学校教育も協力してもらいたいし、家庭や子供さんの悩みとか聞いてあげると、それは僕らも聞かないかんとしますんで、感想でいいですから、教育長お願いします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、森議員さんが言ったように、そのとおりだと思います。子供、今不登校等につきましてもかなりおりますけども、学校の先生方は特に毎日家庭訪問をして親とそれぞれの話し合いを十分持って、どうしたらいいのかと一緒に考えていくようなことをやっております。しかし、それぞれの原因がばらばらな状態なので、それぞれになかなか難しい問題が含まれているのが現実です。今、森議員さんが言ったように、十分これからも子供、親の本音を十分大事にしながら、教育指導に携わっていきたいなということは学校現場にも十分指導していきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） 私のほうからは3点ほど質問をしたいと思います。

まず1点目、先ほど中江議員の質問と重複するかもわかりませんが、答弁もある程度いただきましたので、少し違う観点といいますか、中江議員とはちょっと違う内容だと思いますので、再度質問させていただきたいと思えます。

健康長寿の島づくりで、オリーブの活用、普及に本格的に取り組むとあります。オリー

ブの活用といっても、実は時期的にも限度があり、オリーブ油を使うというのが主流と考えられます。

まず、学校給食での油をオリーブ油に切りかえる、次に各家庭でそれぞれ切りかえていくと。そして、島内の飲食店の油を切りかえていくというふうを考えられますが、使用するオリーブ油は小豆島産の使用を考えていると私は思っておりますが、島産の使用では数量的、また价格的にも不可能と思います。町として推奨するのなら、島産の使用が望ましいと思うが、現状ではまだまだオリーブ油は高価でもったいないというふうな思いがあります。数量または価格への対応策、ある程度島産のオリーブ、オリーブ油といたしても、バージンオイルからピュアオリーブと質も違いますし、値段も違うと思いますが、料理によってはバージンオイルではだめで、ピュアオリーブの方がいいというふうな料理の内容によっても違うと思いますが、そのあたりオリーブ油の使用に対して、ただ使用しなさいというだけではなしに、価格の補助とかそういうなことも考えておられるのかどうか、質問させていただきたいと思います。

2点目、24年度の予算の中で、光ファイバーの整備が多くの予算を使ってやるというふうなお話でございます。確かに、ホームページ、ネット、ブログ、メールとIT用語が最近日常であらゆるところで耳にいたします。また、離島のハンディを克服するために不可欠と思いますが、町内でのPC回線関係の普及率も42%ほどと聞いております。また、産業振興、医療システム、防災、移住交流等を考えますと、島の発展に十分期待できるすばらしい事業であります。

しかし反面、県下ナンバーワンの高齢化率のこの町で、何軒のパソコン未設置の世帯があるのでしょうか。また、設置していても、何人の方が毎日パソコンを開くのでしょうか。町の情報はホームページに掲載しております。また、町長のブログ、八日目の蝉もホームページに掲載しておりますとは言われておりますが、毎日果たしてチェックしている人が、町民は何人おいででしょうか。逆に、そのIT難民者と呼ばれる町民はかなり多くの方がおいでだと思います。何もかにもホームページに、インターネットに載せてますというのはどうかと考えられます。光ファイバーの整備と同時に、IT難民者への対応も十分に考える必要があると思います。本年度の事業は、新しい事業なり、来年度の新しい事業を多く予定されておりますが、その辺りの住民への周知がホームページに掲載してますというだけでは、住民の端々までには町のやろうとしていることが届かないというふうな気が最近特に思いますので、町広報のもっともっと有効的な利用、また各自治会単位で昔を思い出すような回覧板の復活等をもっともっと対応策を考えていかなければ、新しい

事業の推進はできないんじゃないかなというふうに考えております。

3点目ですけど、内海ダム建設への考え方は、新内海ダムの建設は順調に進んでおります。小豆島の治水、利水に大きく貢献することが期待されていると町長の施政方針であります。しかし、先日の朝日新聞に、昨年町内に郵送されてきたアンケート調査の結果を論文にして発表した、住民の8割賛同に疑問という見出しで室蘭工業大学丸山博教授の論文の紹介が掲載されました。確かに、ダムの工事は順調に進んでおります。外部からの声は無視すればよいのですが、論文には国や県、旧内海町が地元説明会の議事録を検討した結果、県の手法は強権的だ、80%の住民の賛同という県の主張には無理がある。反対意見の検討が十分でなく、代替案の検討も欠落している。今後、県議会や旧町議会でどんな議論があったのか、合意形成の過程を調べたいと結論づけています。

また、昨年アンケート到着後、すぐに大学学長あてに私個人として建設の必要性、経過、現状、また経済効果等を手紙にして郵送しましたが、いまだ返答は返ってきておりません。論文には、ダムの推進派の町議として明記されておりました。また、手紙の内容を論文の中に引用され、学長あてに手紙を出したことに対しては憲法に規定された学問の自由に基づき、外部からの研究への干渉は一切受けないとしておりました。逆に、このような行為自体が、郵送した、私を書いた文書自体が新内海ダム建設の異様さを示すものと批判されておりました。

私、この2年間、町議として、議員としてダムのことに関して議会では発言はしていませんが、このようなことは今までダム建設に対して行われてきたことが全否定されていると感じます。町、または町議会への批判ともとれるような論文に対して、改めて町としての考え方、今後の対応、このままでいいのかというふうなことがご意見を聞かせていただけたらと思っております。以上、3点よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員から3点の質問がありました。

まず、1点目のオリーブオイルへの切りかえの対応策についてということですが、小豆島産のオリーブが量的な問題、価格の問題があるのは皆様ご承知のとおりでありまして、例えば学校給食で全面的にオリーブオイルへ切りかえようというとき、例えば揚げ物をするときのオリーブオイルを小豆島産ですることは現実的には不可能なことだろうと思っております。その場合には、海外のオリーブ油を使うということが現実的な対応にな

ろうかと思います。ご質問にあったように、オリーブオイルは用途によっていろんなオイルの活用方法があるかと思いますが、確かに、小豆島産のオリーブオイルは酸度が高くて、非常に新鮮であろうと思いますが、健康への効果というようなことを考えた場合、鮮度、酸化度とは必ずしも因果関係はないのではないかと思いますので、用途に応じてどのようなオリーブオイルが適切なのかということをごガイドラインなどもつくりながら、適切に対応していきたいと思っています。

2番目のIT難民者への対応ということですが、小豆島が発展する上で、離島のハンデを克服する上で、また医療、福祉の分野あるいは増えている移住者をもっと増やすというような観点から、ITの普及というのは避けて通れない課題だと思っています。私自身もインターネット見たり、ちょっとしたブログの文章は書くことはできますが、それ以上のことはできない人間でありまして、インターネットとかITを駆使している人たちから見れば、私もIT難民の一人にすぎないと思います。IT化というの非常にいいことだと思いますけれども、一方でご指摘があったように、従来手法である町の広報紙とか自治会単位で紙媒体で伝えていくとか、そういうことは今後とも非常に重要だと思っていますので、それは心がけていきたいと思っています。

私の八日目の蝉も、図書館と公民館にプリントアウトして置いてますし、このごろは広報も呼んでいただければわかると思いますが、できるだけわかりやすい身近な事例を丁寧にわかりやすい言葉で広報するように努力しているつもりです。

それから、朝の放送もできるだけ町民の皆さんにとって有益と思われる情報については、なるべく放送するように心がけているつもりでありますので、現代的な広報媒体だけじゃなくて、伝統的な広報媒体も大切にしていきたいと思っております。

それから、新内海ダム建設についての考え方ですけれども、私も町長になりまして2年間になりますけれども、新内海ダムについては町民のほとんどの方がその完成を待ち望んでいると感じておりますので、先日の朝日新聞の記事については違和感を感じた、そのことだけは申し上げておきます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 大川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

アンケート調査等の今後の対応についてでございますけれども、内海ダム再開発事業の要望署名については、内海ダム再開発の促進実行委員会と地元自治会の方が行ったもので

ございます。18歳以上の旧内海町民約1万人のうち、約8千人の方から署名をいただき、その署名のとり方については各個人の意見を尊重し、行われたものと聞いております。

この要望書のほかに、小豆島醤油協同組合、小豆島調理食品工業協同組合、小豆島うちのみ商工会、小豆島東部地区労働組合などの各方面からダム建設推進の要望が出されており、大多数の住民の皆様が本事業の推進を要望、または事業に賛同しているものと考えております。

また、アンケートに対して、大川議員が内海ダムの必要性等を記した手紙を学長あてに提出されたことにつきましては、大川議員がこの大多数の住民の意見を代弁していただいたものと考えております。

アンケート調査の結果をどう評価するかについては、いろいろあるかと思えますけれども、室蘭工業大学の丸山教授によるアンケート結果は、回答のあった300名余りの少数のデータに基づいたものであり、今回の新聞報道の内容についてはその丸山教授の論文を引用したにすぎず、言いかえれば丸山教授の単なる意見にすぎないものと考えております。

丸山教授は、県の手法は強権的だ、県の主張には無理がある、反対意見の検討が十分でなく、代替案の検討も欠落していると主張しておりますけれども、これまで数多くの説明会、また公聴会などにより、十分に住民の方々の意見を聞き、事業に対するご理解が得られるよう可能な限り説明を尽くしてきたところであるとともに、国の事業認定によりまして、代替案の比較検討を含め、内海ダム再開事業の合理性、公益性は認証されております。

なお、このアンケート調査結果につきましては、事業認定取り消し訴訟においても原告側の主張として取り上げられているため、今後裁判審理の中でお互いの主張をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） ダムのことに関しましては、町の答弁、そのとおりやと思います。やはり、このダム建設に関しましては、地元でもいろいろ議論がありましたし、その今条件事業、堰堤にしましたら、今70%近くでき上がっておりますから、外部の声は無視するのは当然かと思えますけど、今回のこの論文に関しましては先ほどの質問で言いましたが、やはり町なり、旧内海町議会のことを批判されているような文章であります。そ



のあたりで、今水道課長のほうから各小豆島町内の企業とかいろんな方面からバックアップしているというような話でもありますけど、要望条件事業もかなり進捗しておりますで、反対派の方がこうしてくださいというふうな希望もすべて受け入れてやっているように思いますが、そのあたり町も今までの経過を見ますと、かなり反対されてる方の意見を取り入れてきたと思います。そういうことでありながら、こういう文書並びにこういう論文が発表されるというふうなことは、もう少し町のほうから指摘する、批判するんじゃないしに、こういう意見、正当な意見をもう一度丸山教授のほうに文書なりで、また室蘭工業大学の学生あてに実際のことを報告というか、文章にして総括するような方法もあるんじゃないかと。今回のこの論文は本当に批判としかとれません。県または町、町議会、すべて批判されている。何を話したんというふうな文章ですので、そのあたりを明確にもう一度丸山教授並びに学長に意見を出すのは、そういう考えはないでしょうか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 新聞報道については、私も賛成署名をした一人として大変憤りを感じました。それで、大川議員の今ご質問ですけれども、学長あて、または丸山教授あてに意見書を提出するというふうなこと、どう考えとんかというふうなお話だと思えますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今現在訴訟中でございます。その中で、論文等についても向こうの準備書面で書いてきておりますんで、行政としてはその中できちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

それで、個人的にはもう私も来年は一般住民となりますんで、一般住民として意見を書いて出したいというふうに考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 私は、映画八日目の蝉の今後の展開についてお尋ねをいたします。

映画八日目の蝉は第35回日本アカデミー賞において10部門もの最優秀賞を受賞いたしました。封切り前に地元で見たこの作品は、音響とかスクリーンの関係か、あるいは私の見る目が貧弱であったのか、もう一つぴんとこず、感動を覚えませんでした。町長は、自身のブログのタイトルにこの作品名をつけましたことは、先見性と作品のよさを感じ取って

いたのかと今になって感服しております。

そこで、この作品を改めて島民が見るチャンスをつくれないうだろうか、そして映画、二十四の瞳の舞台となったように、島民一人一人が誇りと感じ、まだこの映画を見てない全国の多くの人に改めて見てもらうきっかけづくりのアクションを起こせないうかと思っておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 濱口議員から八日目の蝉についてのご質問がありました。

映画八日目の蝉が第35回日本アカデミー賞授賞式で10部門で最優秀賞を受賞したということは、大変よかったと思っております。監督とか出演されたスタッフに対して名誉が与えられただけでなく、ある意味では小豆島自身がアカデミー賞を受賞したという評価ができるのではないかとと思っております。関係の方に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

この八日目の蝉でどのように小豆島をアピールしていくかということが今後大事になると思っておりますけれども、1つは町役場にアカデミー賞受賞記念の懸垂幕を掲げておりますけれども、4月の初めに成島監督が小豆島に来られる予定になってまして、感謝状を贈りたいと思っております。

それから、二十四の瞳の映画村で八日目の蝉の常設展示ができるようにしていきたいと思っております。また、秘密の女子旅というパンフレットが去年つくられていましたけれども、これの新しいバージョンが近くできることになっておりますし、ロケ地でここでロケがあったんだなあということがわかるような何らかの対応をしたいと思っております。

映画の再上映につきましては、つい最近まで凱旋上映が東京、大阪、福岡、高松で行われておりました。映画には著作権というものがあまして、小豆島で上映するということは現実には極めて、買い取りとか入場料の問題とかいろんな問題があまして、なかなか難しいのではないかとと思っております。DVDとか出てますし、また東京とかで再映のチャンスがあると思っておりますので、ぜひそのような機会に見ていただきたいと思っております。ちなみに、私は3月10日の日に東京で見て、8回目、映画館でこの映画を見ました。

この八日目の蝉で大事なことは、小豆島がなぜ評価されたかということがポイントでありまして、これは成島監督が何度も何度もおっしゃってますし、物事に書いていることですけれども、原作は若干違うんですけれども、映画八日目の蝉は小豆島の人情と風景、そ

れから日常的に神様を大事にして、秋祭りとかお遍路さんとか盆踊りとか、日常の中で神様と一緒に住んでいるというそういう小豆島がすばらしい、それがあって主人公が心がいやされる、心の平穩を得られたということを自分は描いたと言ってくれてますので、そういう小豆島の風景、人情あるいは秋祭りといったものをどう守っていくかというのが我々の責務だと私は考えております。

議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） この質問を出した後に、高松での放映があるということで私も改めて映画館での映画を見てきました。画面は大きく音響もよく、よく理解できまして、そこで木下恵介作品の二十四の瞳はBSでも何回も放映されまして、本当に見るたびにワンシーンワンシーンに感激の涙を流します。二十四の瞳も映画化されたのが、昭和29年ですので、以来今日まで65年間、そしてまた今後もこの作品とともに小豆島は生きていくと思います。

そこで、今回アカデミー賞を受けたこの八日目の蝉で一番印象に残ったのが、やはり福田港において、親だと信じて疑わなかった母との別れのシーンに私も大いに涙を流しました。こういう感動を与える作品ですので、全国の人に一人でも多くの方に見ていただきたいということを願っておりますので、今後ともそういう方向でお願いできないかなと思うわけであります。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 多分、映画八日目の蝉も映画二十四の瞳と同じように、これからテレビとかなんかでも何度も放映されるようになると思います。そのためには、何度も繰り返しますが、小豆島が持ってるよさ、その人情とか自然とか神様への敬啓の思いとか、そういうものをきちんと守っておくということが今後何度もテレビで取り上げる大前提だと思いますので、皆さんもよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。4番柴田初子議員。

4番（柴田初子君） それでは、一般質問させていただきます。

私の方からは1つだけですが、防災会議の委員に女性を登用することについてです。

2005年7月、国の防災基本計画に女性の参画、男女双方の視点が初めて明記されました。2008年2月にも修正が行われ、そこで防災災害復旧関連の政策決定過程における女性の参画を促すようにも追記されました。この流れを受けて、地域防災計画にも女性に参画、男女双方の視点が取り入れられつつありますが、まだまだ十分とは言えません。

公明党では、昨年女性の視点から既存の防災対策を見直すために、女性防災会議を立ち上げ、10月には全国女性議員が防災行政総点検調査を18都道府県、640市区町村防災担当課にご協力をいただきまして実施をしました。小豆島町においてもご協力いただきましたことを、この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

調査の結果ですが、11問ぐらい質問した中のことですがけれども、第1の現在地方防災会議の委員に女性が登用されていますかには、いいえと答えた自治体が44.2%、多くの自治体でまだ女性議員が登用されていない実態が明らかになりました。また、地方防災会議における女性議員の割合を聞いたところ、ゼロ%もしくは5%未満が3分の2以上を占めていることがわかりました。ちなみに、小豆島町では防災会議委員全員で30名です。そのうち、女性は1人です。問い2の地域防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたかに、はいと答えた自治体は40.9%にとどまり、半数以上の自治体で防災計画に女性の意見が反映されていない実態が明らかになりました。小豆島町においては、女性としての意見を聞いていないとの返事です。さらに、問い8の避難所の設備、運営に女性の視点や子育てニーズを反映していますかには、いいえと答えた自治体は47.3%に上り、約半数の自治体が避難所の整備運営に女性の要望を反映していないことが判明しました。小豆島町においても同じく、いいえでした。

調査の結果からは、多くの自治体で女性の視点が欠落している実態が浮き彫りとなっています。女性は、子育てや介護の経験から、子供、高齢者への視点を持っています。また、地域のこともよく知っています。男性の大所、高所からのご意見、女性の生活者としての視点、このどちらもが防災対策には必要ではないかと思えます。防災用備蓄品一つとっても、女性の視点があれば、乳幼児、高齢者、障害者など災害弱者といわれる人たちにも役立つものを取り入れることができると思えます。

現在、報道でも日本の地震の歴史を振り返り、東海・東南海・南海の3連動地震が100年前後の周期で発生している。近い将来、発生が予想される3連動地震では想定震源域が内陸部に近く、東日本大震災よりも大きな被害が出るおそれがあるとされておりま

す。

昨年来、中央防災会議で国の防災対策の基本となる防災基本計画が改定され、一番重要な総則の中に、地域の防災力の向上を図るため、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大などが必要と明記されました。また、避難所における女性ニーズへの配慮なども盛り込まれております。この改定を受けて、地方自治体ごとに地域防災計画も見直しがなされています。見直しがなされるこの時期に、女性が安心して暮らせるまちづくりを目指して、災害時に直面する不安や課題に対応するため、また男性の視点、女性の視点、男女双方の視点から防災対策の充実強化を進めるため、ぜひ防災会議の委員に積極的に女性を登用していただきたいと思っております。防災会議の委員に女性をもう少し増員することについて、どのようにお考えでしょうか、お返答よろしく願

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 柴田議員の質問にお答えをいたします。

防災会議の委員に女性を増員との意見でありました。地方自治体の防災会議の委員につきましては、災害対策基本法第15条第5項において選考基準が定められていまして、議会の代表者とか行政関係者などが入ることが決められていますけれども、多くの市町村にお

きましては、法律に基づかない委員として地域経験者を委員に加えております。

小豆島町におきましては、知識経験者として自治連合会会長と婦人会長に委員をお願い

しています。結果として、女性委員はこの婦人会長の1名ということになっています。

ご指摘がありましたように、防災対策に女性の視点を反映させることの必要性について、中央防災会議の専門委員会でも指摘されているところでもあります。また、先ほど来、その必要性を丁寧に説明していただきましたので、小豆島町の次回の防災会議に間に合うように、年度が変わりましたら早速女性の委員をふやすということで対応したいと思

います。

議長（秋長正幸君） 4番柴田議員。

4番（柴田初子君） 女性をふやす場合に、職域として保健師さんとか介護に携わって  
る人とか、そんな大勢の方、何人ぐらいを増やすという予定があるでしょうか。

それと、関連なんですけど、去年に防災会議を行ってます。その後、会があった時に各  
自治会でいろいろ防災について話し合ってくださいという話がありました。その後、  
その話し合いを、8月末までに話をしてくださいというふうな話があったと思うんですけ  
れども、その後の自治会に対しての聞き取りとかの結果が少しわかればいただきたいと思  
います。やっぱり、行政との自治会、自主防災組織との連携というのはすごく大事になっ  
てくるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 女性委員の数についてですが、定員がたしか35人以内ということ  
になって、現在30名が任命されてますので、5名の枠があるということですが、先ほど  
提案があった保健師とか看護師さんとかそういう専門的な人も含めて検討させていただき  
たいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 柴田議員さんの再質問にお答えをいたします。

昨年、防災会議におきまして、各自治会の総代さん、自治会長さんのほうに自治会のほ  
うで津波に対する避難場所、これに対しての各地区での協議をお願いしたところでござい  
ます。その後、各地区とお話をしているんですけども、自治会によってかなり温  
度差がございまして、自主防災組織の活動の状況もかなり違いがありまして、大変積極的に  
やられておるところ、池田の北地地区など、もうかなり詳しい避難の要支援者のリストア  
ップとか、そういう詳しくやられておられるところもございまして、ただ、余りそういう  
自主防災組織が動いていないところがあるのも事実でございまして、行政といたしまして  
は、今後もう少し各自治会の中のほうに入っていくまして、そういう北地地区、そういう  
ところでやっておることもご紹介しながら、自主防災の話を進めていきたいというふう  
に考えております。

議長（秋長正幸君） 1番森口久士議員。

1番（森口久士君） 私は、招聘作家の作品展示に対する取り組みはということでお尋ねをいたします。

2月23日に、神浦地区の旧出水邸で2010年の芸術家村招聘作家であった赤坂有芽さんの作品展があった。1日限りということで、残念がる声も聞かれました。過去の滞在作家からも、年中展示する場所があればと聞きます。また、現地に来るまでの道案内となる看板などの設置が欲しいという声もありました。

現在は、滞在作家の作品がほんの一部展示されている場所がある程度であり、民間の土地や自治会の建物の中で展示されているものもある。中山の千枚田、東海岸を中心とした石彫作品、醬の郷などは年じゅういつでも見ることができます。

旧出水邸、旧三都小学校校舎、ふるさと村夢想館など公共的施設を活用し、作品展示の年中できる場所を増やして、来年開催される瀬戸内国際芸術祭につなげるためにも、できるだけ多くの人に多くの作品をいつでも見られるようにする考えは、町長に伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森口議員のご質問にお答えします。

現在、三都半島で繰り広げられている小豆島芸術家村事業、平成20年の春に始まりまして、これまで6回にわたり若手の芸術家を招聘し、延べ16人の方が創作に励んでこられました。また、ワークショップの開催、地域行事への参加など、地域の皆さんとの交流も深められたと思います。

ご指摘のとおり、滞在作家が残された作品の数もふえ、またすばらしい作品もあることから、単に保存するだけでなく、展示として作品の有効活用を図らなければならないと考えています。そのことが、滞在された作家の皆さんを応援することにもなりますことから、早目に取り組みたいと思っています。

具体的には、先般2010年の芸術家村滞在作家であった赤坂有芽さんの作品を旧出水邸に設置し、多くの皆さんに見ていただいたところでございます。赤坂さんの作品については、東京芸大の先生の評価が高かったことから、旧出水邸の母屋部分を赤坂さんの作品の専用展示スペースとして展示をすることとし、先生の了解もいただいているところでございます。また、管理と作品の公開については、地域にお願いすることとしております。

最初は、常設展示は難しいかもしれませんが、月1回あるいは2回と少しずつ回数を増やし、定期的な公開をお願いしたいと思います。

また、今後におきましても、同様に地域のご協力をいただきながら、すばらしい作品についてはその専用スペースを確保しての展示に努めてまいりますとともに、屋外にある作品についても環境整備を行いたいと考えています。さらには、専用スペースがなくても、訪れた人が作品を鑑賞できるよう、作品の保管場所である旧三都小学校校舎内でも常設展示を行いたいと思います。また、夢想館などを初め、公共施設においても定期的な作品展示ができるよう検討したいと思います。

来年、瀬戸内国際芸術祭が3月から開催されることになっておりまして、その実施計画が今月中に香川県の実行委員会から発表されることになっております。来年の瀬戸内国際芸術祭におきましては、前回のように中山地区に限定されることなく、福田地区においては旧福田小学校を活用した何らかの作品展開、それから石彫に関する作品、醬の郷での作品展開、それから玄関港である坂手港における作品の展開、ですから中山地区においては前回同じ小豆島の家といったかなり広範にわたって瀬戸芸が小豆島町内で展開されることが発表されることになっております。三都半島につきましては、これまで東京芸大の芸術家村のプロジェクトとして、瀬戸芸とは切り離れた形で行ってまいりましたが、来年の瀬戸芸におきましては、三都半島の芸術家村のプロジェクトを瀬戸芸の一環として位置づけることで、三都半島においても瀬戸芸の一つとして作品展開がされることになっております。

これから、来年の瀬戸芸に向けてどのような取り組みをするかについて、三都半島の場合は実行委員会も関係してまいりますけれども、とりわけこれまでの関係では東京芸大の先生方との打ち合わせ、協議が重要になると思っております。地元の人との協議も含めて、これからどうするか考えていきたいと思っております。その際に、来年の瀬戸芸のみを視野に置くのではなくて、さらに3年後の瀬戸芸も含めて三都半島は三都半島ならではの形にしたいと思っております。中山の小豆島の家とか、多分今度できる、坂手港にできる展示アートは非常にわかりやすく巨大なモニュメント的な作品になるだろうと思っておりますけれども、三都半島はやはり残された原風景を生かすということが基本的に大事だと思っておりますので、その原風景を守るということと作品の展示をどうするかという、この両者が両立するようにちょっと長い視点で考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



議長（秋長正幸君） 1番森口議員。

1番（森口久士君） いろいろ対応を考えておられるようですが、私は特に今回こういう質問をさせていただいたというのは、現実の夢想館を例にとりますと、せっかくの展示場ではありますが、展示されているんかされてないんかわかりませんが、ずうっと閉まっておると、下の入り口には休館ですというような表示をされております。そこへ聞いてみますと、やはりずっと閉まっておるといような、せっかくふるさと村へ来られて何も見るもんがないといような、興味を持って何人か入ってこられるんですけども、それがせっかくのもんが閉まっておると。それから、二面の場合、講堂といような、過去、旧の池田町の時につぶすといような話まで行っとったんですが、せっかくの建物、この芸術家村の話があったときだったと思うんですが、保存するとい形で、現在芸術家、滞在作家が奥の部屋で動かすことができない作品を展示しております。こような分も、講堂のホールを利用してもう少し展示しておれば、きょうも、余分になるんですが、誓願寺のソテツを見にバスが来てました。団体客がやはり来てますので、最近は特に何かどなたが誘致されたんかわかりませんが、バスがどんどん来てると、誓願寺のソテツを見に来ておるといふうなことから、この方の中にはやはり少し覗いてみたいなといふうな方もおられるようですので、常時いろいろ展示しておる場所があれば、私も聞かれたときにもまたいろいろそいう話もできますし、そいう常にものがあれば、三都半島はやはりいろんな作品が残っておるんだなあといふうなことに繋がっていくんかなあといふ、改めてPRしなくても口コミとい分は大きいんかなあと思うんですが、そのあたりを今眠っておるといいますか、小学校の校舎でも町長のほうから展示していきたいといようなことでしたが、どの期間あるいは作品はどの程度今確保されとるのか、最初に私ら説明受けとんのは、1人が1作品残していくといことでしたから、そこらあたりをもう本当に町長の話にありましたように、保存されてせっかくのもんが日の目を見ずにおるといのもやはりこの作家にも悪いでしょうし、そいあたりにもう少し詳しい計画的な分をお答え願えればと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 三都半島で、ここ数年間地道に芸術の取り組みをしたものが、ようやく実をならそうとしています。どのような形でするかについて、まさにこれからが勝

負のときだと思えます。それから、先ほどの答弁で申し上げましたが、来年の瀬戸芸ではこれまで地道にやってきた三都半島でも行われますが、あと後発組であった坂手とか福田とか醬の郷は多分わかりやすい作品展示がなされると思えます。まさに、三都半島のこれまでの成果をどう生かして、次にどうつなげるか、私は三都半島のやつは本物だと思ってるので、それだけに余計きちんと丁寧に東京芸大の先生、それからアーティストを含めてきちんと納得づくで、また地元を含めて本物としての三都半島にしたいと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思えます。瀬戸芸はある意味ではちょっと観光的な要素があるので、それとは違った味を出したいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいと、関係すると思われる課長からそれぞれの考えを述べてもらいます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 現在、滞在作家が残された作品については約20件に及んでおります。作品もいろんな形態がございますので、どういった展示方法がふさわしいか、またその作品によってそれぞれ違ってまいります。また、展示につきましては保管上、ある程度加工してそれから展示にするというものもございます。また、現在石彫のようにそのままでも、あとはキャプション等の展示で十分展示が可能なものもございます。そういったことを踏まえまして、どの作品がどういった形に直して、どういった展示が相応しいか、また実行委員会の皆様と協議しながらできるだけ早い時期に展示は行いたいと思っております。

また、ふるさと村の夢想館につきましても、ことしは開村20周年ということで、夢想館の活用を積極的に考えておるようでございますので、また連携しながら展示に努めてまいりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 夢想館の活用について、ちょっと答弁の追加をさせていただきます。

今、社会教育課長のほうからもございましたけれども、ふるさと村がことし開村20周年ということで、昨年に続きまして夢想館をそういう芸術の展示等について活用することにつきまして、積極的に協議して進めてまいりたいと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 芸術につきましては、森口議員ご承知のとおり、三都は非常に皆さんの手づくりの感がございますし、東京芸大、非常に熱心にやっただいております。ですから、今後ともそういった展示作品を埋もれさすことなく、生かしてまいりたいというふうに考えております。また、公共施設につきましては十分に活用策を考え、また展示方法については東京芸大のご意見も十分にお聞かせ願いながら、有効活用を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜れたらと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は3点、町執行部の皆さんに伺います。

まず第1は、武道必修化の延期を含め、安全の確保を最優先にという問題について伺います。

武道必修化は2006年に自民公明政権下で改悪された教育基本法を受けて、文部科学省が進めてきたものです。文科省は、2008年3月に中学校の学習指導要領を改訂し、体育の授業に武道、ダンスを取り入れ、武道については柔道、剣道、相撲の科目から1つを選び、1、2年生は必修、3年生は球技との選択になります。ところが、ここに来て柔道の安全性が大きく問われてきています。

文科省の外郭団体である日本スポーツ振興センターが発行する学校管理下の死亡、障害事例と事故防止の留意点の過去28年間分を名古屋大学の内田教授が分析したところ、柔道では114人が死亡し、275人が重い障害を負う事故が続いてきたことがわかり、最近10年間の中学校部活動における死亡確率も柔道が飛び抜けて高いことが判明しているとしています。なぜ、柔道ではこうした重大事故がなくなるのか、1つは安全配慮に欠けた指導者の姿勢があるのではないのでしょうか。重大事故に多い頭部の損傷で、加速損傷と呼ばれる症状では、頭を直接打たなくても脳が激しく揺さぶられることで起きる場合があり、これまで指導者の多くはそうした認識がなく、起きた場合の対処法も知らないままだったとしています。

もう一つ、事故の温床になってきたのが、指導や練習の名のもとにまかり通ってきた体罰やしごき、いじめがあり、根性をつけると指導者が何度も投げ飛ばす、上級生が初心者

の後輩に危険なわざをかける、こうした例は枚挙にいとまがないとしています。

子供と教育を守る高知県の連絡会は、県内の全中学校長に武道必修化に関する学校長アンケートを行った結果、球技などと違い危険性が高いので、中途半端な指導や子供同士でのわざのかけ合いが心配などの回答の声が寄せられています。来年度、中学生になる生徒の保護者の方からは、柔道が一番事故が多いと聞いている。我が子が事故に遭った場合が心配だ、なぜ必修化でやらないといけないのかと不安と疑問の声が寄せられています。安全性を確保できないまま、授業で指導する体育教師の不安はないのでしょうか。

日本の3倍近い競技人口を持つフランスでは、近年重大な事故が起きていないそうです。柔道で過去1人の死亡者を出したことによって、絶対的安全を確保するために、400時間近い研修をかけて柔道の国家資格を取得しなければなりません。これまでの事故を医学的に解明し、再発防止策を立て、指導者研修を行うことは必修化の前提ではないですか。まずは必修化の延期を含め、納得できる安全確保の仕組みを構築することを最優先に取り組む必要があると考えますが、いかがですか。

2点目、施政所信、平成24年度予算について伺います。

まず1つは、町長は所信において、池田中学校の統合を急ぐべきと表明していますが、池田地域住民の意思に背くものではないかと考えます。中学校の統合問題は、議会において何度も一般質問で取り上げてきました。池田中学校は地域の文化センターであり、地域の拠点であり、重要な存在であることは池田地域住民の熱い思いです。町はその意思を尊重し、強引に統合を進めることはやめるべきと主張してきました。これに対し町は、住民の意思を無視して強引に進めることはしないと答弁をこれまで重ねてきました。

特に、中学生は精神的に子供と大人とのはざまを激しく揺れ動く難しい時期であり、学校での適切、丁寧な指導が必要です。それを学校や親や地域が支え、見守っていかねばなりません。そのとりでが地域にある学校です。また、こどもセンター、池田小・中学校との連携教育の一環である合同運動会は、子供たちの健やかな成長を促す教育となっており、地域活力になっています。町長は、池田中学校は規模が小さく、統合を急ぐべきと言われますが、小さいからこそ目も気持ちも行き届いた教育ができ、県下に引けをとらない学力の向上の実績や、また陸上部のすばらしい活躍は生徒たちの大きな自信と成長に繋がっています。池田地域住民のほとんどは統合に反対の意思がある以上、統合を急ぐべきとの所信を町長は改めるべきではないですか、伺います。

2つ目です。

不公正な同和施策は終結すべきです。同和施策は、地域改善対策特定事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律、これは地対財特法と言われますが、それが施行され、平成14年3月末に失効し、以降は一般対策により対応することになりました。しかし、一般対策へ移行した事業、つまり同和対策事業から人権教育啓発に関する事業に名称が変更された事業であって、実質同和施策は今なお今日まで継続されています。香川県包括外部監査においては、人権同和関連施策の必要性や実施内容などの再検討が必要であると指摘しています。

本町において、来年度も予算は同和対策事業を漫然と計上しています。県の人権同和問題啓発事業は4,738万5千円で、本町の人権対策総務費のうち、同和対策は3,982万3千円で84%を占め、本町への県支出金は26万7千円、ほとんどが町の一般財源で補てんしています。このように、一般財源や県からの補助金などによる同和対策事業はきっぱりやめ、医療や福祉の充実に充てるべきと考えますが、いかがですか。

3点目です。

小豆島町うちのみ漁師村条例等について伺います。

条例第1条は、漁師村を設置する目的が明記されています。設置目的に就労の場を確保することにより、農林水産業者の所得の向上云々とあります。指定管理制度を導入する以前から、内海漁協に委託している経過からして、当然のように漁師村を適合する内海漁協を指定管理者に受託させてきました。

しかし、昨年8月19日に内海漁協から指定管理者の解除の申し出があり、先般1月臨時議会において新たに指定管理業者が議決されました。また、昨年9月1日、漁師村管理運営規則の一部改正が公布されました。この改正には本当に驚きです。行政の特別の地位にあり、町の執行責任者であり、一手に情報を確保できる立場の者の関連会社が指定管理者の指定申請に応募することができるとなっています。なぜ、この期にこの内容を改正したのか、その理由は何なのか伺います。そして、改正前にこれは戻すべきです。その考えを伺います。

また、指定管理者選定審議会の委員は、町長を補佐する副町長、議長を補佐する副議長は委員から外すべきです。なれ合いの審議会になるおそれがあり、住民への理解を得る上でも行政の透明度を高めるためにも、民間人を任命することが適切だと考えますが、いかがですか。以上、お伺いいたします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

私も中学生の武道必修化に向けて、最近各種マスコミで安全確保についての記事をよく見かけます。全国的にも、学校現場で多くの戸惑いがあることも事実であり、小豆島町の学校現場でも確かに戸惑いがありました。議員のご質問の中に、柔道授業を延期を含め、安全対策とありましたが、文部科学省から武道の必修化となっておりますので、武道の授業を行わないことはできません。

そういった中で、生徒をいかにけがや事故から守るかということになりますが、同様の質問を昨年の9月議会において大川議員からありまして、今後の対応について相談に乗っていただければと答弁させていただきました。大川議員とは、昨年9月議会の後に小豆郡柔道連盟の副会長という立場で協議、相談させていただきました。その中で、やはり柔道の授業で一番心配なことは、指導者の指導力不足による生徒のけがや事故であり、体育教師であっても柔剣道を心得ている者は少なく、体育授業での柔道は体育教諭であっても全くの未経験者が対応していかなければならないということでもあります。

全国的に考えても、指導者が不足していることから、けがや事故を恐れ、武道の礼節のみを指導する学校、礼節のみとは礼に始まり礼に終わるという武道の心構え、柔道着の着方、組み合わせず受け身のみを指導となります。また、組み合わせるのはひざ立ちの状態でのみ行う学校が多く出てくることでしょう。実際に、そのような授業しか行わないとの情報もあります。しかし、実際の授業においてはそのような武道の授業では生徒は何を思うでしょうか。ただ単におもしろくもない授業、こんなものが柔道なのかと考え、気持ちも緩み、それが別のけがや事故を誘発する可能性も出てきます。

小豆島町では、通常の柔道の授業を行う予定にしています。通常の授業を行うために、柔道に精通した外部コーチを招聘する予定です。柔道連盟からの指導者派遣について協議中ですが、皆さん仕事をしている方が多い中で、授業のすべてを対応することは難しいと伺っています。そこで、青少年健全育成の観点から、現在香川県警に協力をお願いしている段階です。県警にもご協力いただけるのではないかと感じております。

池田中学校、内海中学校とも平成24年の秋から柔道授業を行う予定ですので、それまでにすべての柔道授業において外部コーチを配置することを前提として調整しております。ただ、外部コーチが授業に入れば、けが、事故は皆無とは思っておりません。スポーツを行うにはけがはつきものですが、極力けがや事故の起きないように安全配慮に全力を尽くしてまいりたいと考えております。ですから、十分そのあたりをお考えになってほしいな思っております。以上で答弁を終わります。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員のご質問にお答えします。

池田中学校の統合問題についてですが、この問題については従来から幼稚園、小学校、中学校、高等学校とそれぞれ子供の成長過程に応じて学校の役割というものがあり、その役割に応じて論理的に考えていく必要があるということは何度もこの場でお話をしてるところでありまして、幼稚園とか小学校は地域との交流の中で人間としての基礎的なものを養っていくという、地域を愛したり、勉強では基礎的なところをマスターしていくという過程だと思いますが、中学校はその過程から一步抜け出て、切磋琢磨をして勉強とかスポーツとか音楽とかそういうものを養っていく段階だろうと思います。高等学校はさらにその上で、もう人生の具体的な目標を決めて、勉強かスポーツか職業コースかという現実の社会に出ることを前提として一人一人の能力をアップしていく、そういうところだと思っています。そういう観点からして、小学校は、今ある4つの小学校は守りたい、守らねばならないと私は繰り返し繰り返し申し上げてますけれども、中学校についてはより多くの人数で切磋琢磨することのほうが、中学校の本来の趣旨に合致していると一貫して申し上げているところでございます。池田中学校がまことにすばらしい中学校で、スポーツとか勉強とか生徒の心の問題とか、もう本当に頑張っていることはだれよりも認めたいと思いますし、いつ行ってもすばらしい中学校で、ずっとこの場であればどんなにいいかと思えます。

しかし一方で、一人一人の中学生在がもっともっと能力を磨く、伸ばす機会があるとすれば、その機会を掴むべきではないと思えますし、小豆島全体の中学生のレベルアップというか、本来の中学校の教育ができるような機会を小豆島町全体の中学生に提供することも町政全体から考えれば必要不可欠なことだろうと思っております。そういう観点から、現在の池田中学校の規模は小さいと考えております。できるだけ早く2つの中学校が統合して勉強、スポーツ、さらに今以上に切磋琢磨できるような環境をつくるのが町長としての職務であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

2点目の同和対策につきましては、この同和対策に関連した国の法律が平成14年3月末に失効して、一般対策に移行しておりますけれども、私も40年ぶりに帰って2年が経ちますけれども、小豆島町の同和問題、差別はなくなっていないと、今も現前として差別と偏見が残っていると思っています。小豆島町においては、引き続き同和に関する対策は必要であ

ると町長として考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の小豆島町うちのみ漁師村条例などに関する件ですけれども、小豆島町うちのみ漁師村は平成7年度に建設され、これまで内海漁協組合が管理を行ってきました。昨年8月から組合から指定管理者の指定解除の申し出がありまして、こちらとしては引き続き漁協でやっていただけないかという協議をしたわけですけれども、継続はできないということで指定の取り消しに至りました。その後、せっかくの施設でありますので、できるだけ多くの人に指定管理者としての手を挙げていただきたいということから、公募の窓口を広げたという改正を行ったところでございます。一連の手續としては、私自身瑕疵はなかったと思いますけれども、今から振り返りますと、この問題に対する対応については反省すべき点が多々あると思っております。とりわけ、審議会の委員の任命については、もう少し慎重を期し、透明性を確保すべきであったと思っております。いやしくも、疑念を抱かれるとか、不透明だということを町民の方から言われるようなことは二度とあってはいけないと思っておりますので、今後はそのようなことがないようにしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） まず、第1点目についてですが、教育長は外部コーチを招致する予定だと言われました。香川県の県警に依頼していると、それに基づいてコーチをもとにして秋から授業と言われましたが、授業として学校の教育として位置づける柔道を教員免許を持たない警察官がそういう指導、教育ということについて、非常に学校教育現場に警察官を招聘するということ自身がすごくどういう影響を与えるのか、その違和感も感じるわけですが、その点について伺いたいと思います。

全国の柔道の被害者の会の調査で、一昨年7人の子供の命が奪われました。香川県内では、今までに部活動なんかでそういう死亡とか重い障害事故、そういうものが発生したことがあるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

それと、これまで学校現場では選択授業として柔道もやってきたということを聞いています。昨年は小豆島町内の2校の中学校では柔道はやられたのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。池田中学校では、柔道は昨年はやめたというふうに聞いておりますが、どうだったのかという点について伺いたいというふうに、まず3点。



議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 外部コーチの招聘についておっしゃられましたけども、どういう立場でと、指導補助という立場で、もちろん体育の先生が授業をします。そのための補助として入っていただくと。ですから、柔道連盟の方、また県警の方が入っても何も違和感がないのではないかなと思います。ずっとその人、こうしなさい、ああしなさい、指導はすべて体育の先生にしてもらって、そのときにそういう補助の方がいろんなところへ目配り、気配りをしていただくという形にしておりますけども、そのあたり問題ないかなと思っております。

そして、香川県の中での今までの柔道、部活動においての事故は何件かあったと思っております。体育の授業の中でというのは、余り聞いてないと思います。部活動と体育の授業の時間とか、そういう中身が少し変わってくると思いますので、そのあたりは部活動では事故がありましたけども、体育の授業ではなかったと、大きな事故はないと聞いております。そして、今柔道は選択制ですけども、柔道をやってるということも伺ってます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） コーチということで、直接生徒を指導するという立場にないということですが、実際問題、授業としての位置づけの中で体育の先生が指導する場合、やはり柔道の経験もないというふうな中で、先ほど教育長、指導力の不足の問題も懸念されておりましたが、そういう中で本当に実際問題の授業が運営される中で、口だけで先生に対してどうそれが現場で指導できるのか、現実問題、本当に十分な安全性をそれで確保できるというふうには到底思えません。全日本柔道連盟が、13年度から導入する公認指導者資格制度が学校の先生について、現場の実情を考慮し条件つきで資格を認める例外措置を設けるというふうなことで、規定された講習を受けていなくても資格認定するということであると。そういう中で、先生が中学生の柔道指導に当たるのは本当に若葉マークをつけた初心者ドライバーが自動車の教習所の教官を務めるものとやっぱり似ているのではないかというふうに思いますし、まさに部活動で何件かあったけど、授業となってその安全が絶対的に確保できるという確たる保障がないわけです。そういう中で、やはりこのやり方については安全性が認められると到底思えません。ですから、秋からやるということですが、その間、なぜ秋から指導になったのか、授業になったのか、そういうことも含めて伺

いたいというふうに思います。

それと、やはり柔道経験者がある方でも、医学的な知見を欠いたという、経験頼りになってるというふうなことも指導の中であって、それが事故を引き起こす、そういうふうなことも原因が究明されないと、事故になった場合、原因が究明されないと。再発防止策もとられないという環境が、やはり現実には起こり得ると、そういう点においても問題だというふうに思うんですが、その点について伺います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） まずは秋からということの今ご質問でしたけども、なぜかという、1学期から十分に事前に打ち合わせをして、体育の指導員とそういう補助の方との打ち合わせをして計画を立てて、1年のときはここまで、そして2年ではここまでという話をし、そして毎時間の打ち合わせも今日はここまでという、こういう形にしますよと、そういうときに見本は専門の補助の方をお願いして、先生は口頭で言いながらしていくと。そして、あわせてまして子供にもそれまでにDVDとかそういう資料をしっかりと見てもらって、生徒における知識を高めてもらう、あわせてまして教師も研修等も考えております。今まで、体育の先生は香川県において、こういう柔道の研修は必ず必修として1回は受けることということで全員受けております。その上にさらに、先生方に申し入れがありましたら、研修ということも小豆島町というふうなことで考えております。いろんなところで、少しでもけがのないように、先生方に自信を少しでも持ってもらうような配慮を考えて、秋からということ考えております。

それともう一点は、けがはないんですかって言っておりましたけども、部活動と体育の授業は若葉マーク、初心者マークを持った人が指導するようなどということですけども、確かに実際にはそうとられるかもわかりませんが、このために私たちは先生方に研修とかそういうことを十分、準備してもらうために1学期からの時間を持つてるということにご理解願いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 非常に心配をさらに気持ちが不安になるような……。

議長（秋長正幸君） ちょっと11番村上議員。

（11番村上久美君「はい」と呼ぶ）

ちょっと申しますが、同一の議題で再々再質問となっています。だから1回多くなっていますので申し上げます。

（11番村上久美君「はい」と呼ぶ）

1 1番（村上久美君） それじゃあ、次に行きます。時間いいですね。

2番目の中学校の統合問題ですが、小さな学校では切磋琢磨できないというふうなことなんでしょうか。

それと、本来の中学校のあり方、レベルアップ向上をさせるというふうなことは、統合によって中学校では小さな学校ではできないという、その論理的な問題ってどう理解したらいいのか伺いたいと思います。

それと、3点目の同和事業についてですが、日本の憲法においては自由権とか社会権、法のもとの平等、これらの基本的人権が保障すると。これを国連が.....。

議長（秋長正幸君） ちょっと、11番。

（11番村上久美君「はい」と呼ぶ）

村上議員に申し上げますが、一応時間はありますが、一応3回の質問ということで申し合わせしておりますので、一応切らせていただいたと。

（11番村上久美君「いや、一般質問においてはそれは、そういう意識でやってるわけじゃないんで」と呼ぶ）

（「一問一答と勘違いしているのとちがうか」と呼ぶ者あり）

（11番村上久美君「一問一答で意識でやってるわけじゃない」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。

11番村上議員の一般質問につきまして、同一の議題としての3回を超えるということをごさいます、特に議長の許可があればということをごさいます、今までもそういうことの例がごさいませんので、今回はこれで切らせていただきたらと思います。

次、9番植松勝太郎議員。

9番（植松勝太郎君） 私は、2つのことを質問したいと思います。

まず1点目、職員の意識を変える、やる気をどのようにして出させるかということをごさいます。

島の魅力を生かした小豆島の新しい物語をつくってきたいとの町長の強い思いの詰まった24年度の積極的予算案、病院の統合問題を初め、光ファイバー網の整備、坂手港の整備、子育ての応援の施策、オリーブを生かした健康長寿の島づくり、地域福祉の推進、地場産業の活性化、公民館活動の活性化等々、今までにない大胆な予算づけをしています。

これらを実現に向けてやろうとしています、町長自身も認めるように、現行の組織は縦割りになっています。やろうとしている施策課題は課の壁を越えて取り組む必要があるとのこと、私はこれらを解決するには2通りの考え方があると思います。1点目は、役場の職員の全員が意識を新たに持ち、新しい島づくり、まちづくりに一丸となって取り組む姿勢が必要であります、どのようにしていくつもりなのか、町長と現場を取り仕切る副町長に考えを聞かせていただきたい。

2点目、積極的予算を実現するには、本庁舎は絶対に必要と思うが、いかがですかということで、2点目は1点目の課題を克服するには、常に顔を合わせて意見を交換できる本庁舎を合併特例債を生かした建設こそ、町長の思いを早期に実現できるものと思われすが、町長の考えはいかがですか。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 植松議員のご質問にお答えします。

1点目の職員の意識をどう変えて、やる気をどのようにして出させるかという質問であったと思います。

小豆島町、小豆島は人口が減り、急速に少子・高齢化が進むという大変難しい課題を抱えていますけれども、そこに住んでいる人の力とか地域の力というのは、今もきちんと残っておりまして、私自身は常々申し上げているように、そうした課題を必ず克服できると思っています。きょうも話題になりましたが、八日目の蝉など島の外の人たちは、小豆島に対して大変な期待というか、この島で何か新しいことができるというものを持ってきているように思っています。所信表明でも、やや背伸びをしたところがあるんですけども、やりたいことはほぼ申し上げたつもりでありまして、どの一つをとってもできない課題ではなくて、全部必ず実現できるテーマだと思っています。そのためには、私だけの力じゃなくて、職員の人、また議員の皆様、住民の皆様の格段のご協力とご尽力もいただかなければいけないと思っていますところでありまして。そういうようなことで、今後とも職員の人とともに一生懸命頑張っていきたいと申し上げるしかないと思います。今回の組織改正もその一端、第一歩であると思っておりますけれども、引き続きいろんな角度から邁進をしてみたいと思っています。

庁舎の問題ですが、正直申し上げまして、私自身は今の分庁舎方式というメリットも十二分に享受をしております。まだ比較的元気ですので、いろんな地域に毎日のように行って仕事をするのはある意味では発想の転換になると、より現場に近いところで雰囲気はわかるという意味で、分庁舎方式が絶対にマイナスが大きいということは必ずしも言えないと思っていますけれども、しかし分庁舎というのはやはり原則的なやり方ではないので、できるだけ早く本来の形に変えることが必要だと思っています。具体的には、震災のときのヘッドクォーターとしての役割を果たす場所がなくてはいけないわけですが、現在の内海庁舎、池田庁舎ともヘッドクォーターとしての役割を果たすにはさまざまな課題があります。いろんな災害に遭った自治体の首長さんの経験談を聞きますと、首長がやはり冷静に明確な指示を町民の皆様に出して陣頭指揮をとることが被害を小さくし、また被害からの復興を早くする上で絶対不可欠だと聞いておりますので、そういう観点からすると、現在の分庁舎、2つの庁舎の状況はこのままでいいものではなくて、一日も早く災害に対応できる庁舎をつくる必要があるかと思っています。

また、きょうも少し質疑の中で課の、横の連携が必ずしもうまくいってないところが出てますけれども、庁舎が離れていると、日常的な意見交換とかが必ずしも十分できない部

分がありますので、できるだけ意見交換がすぐにできるよう日ごろから連携体制をとるようになるためには、庁舎は1つであるべきだろうと思っています。

また、常々申し上げておりますように、地方財政措置、国の地方自治体への財政支援、今はかなり手厚い措置が講じられていますけれども、国の財政状況、消費税の議論の動向などを見ますと、現在の地方財政支援が引き続き続くという保障は私はもうないと思っています。現在ならば、合併特例債という制度もありますので、基本は合併特例債が有効であるうちに新庁舎をつくるという決断をしなければいけないと思っていますところでございます。議員各位にもいろんなご意見をいただきたいと思ひますし、議会の中でも新しい庁舎のあり方については、鋭意検討していただきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） ご指名がございましたので、答弁をさせていただきます。

これまでも職員の資質向上ということで、そのたびに研修でありますとか、いろいろ申し上げてきました。しかし、知識ではなくて意識が大事というのは植松議員おっしゃるとおりでございます。端的に言えば、自信を持つことではなかろうかと思ひます。これまで、我々町役場の職員は、住民に一番身近な立場で仕事をしてまいりました。どのように理解をしていただくか、ご理解をいただくかというようなことで仕事をしてまいりましたが、塩田町長着任以来、法の趣旨でありますとか、国の意図などありますとか、今まで考えたことのない、経験したことのない広く高く長いスパンでの物の見方、考え方をおっしゃられるようになりました。これまでの殻を破れというようなことを町長からも言われますが、なかなかまだ頭の切りかえが間に合っていないのが現状ではなかろうかと思ひます。町長と直接話を聞く機会の少ない職員もおりますが、幸い町長、ブログで日常あった出来事のほかにみずから考えておられる施策についてわかりやすい言葉で語っていただいておりますので、こういった考え方を学んで総がかりで実現に取り組む必要があるかと思っております。議会での説明、私の答弁も含めてでございます。十分腹に入れて消化しておれば、自信を持って答えられるんですが、いつも議員に質問されますと、何か悪いことをした子供のようにいいわけがましい答弁ぶりになってるのは、すなわち自信がないということでございますので、今回の部制を生かした連携に努めますとともに、意識改革にさらに努めまして、研修方法についても工夫をしてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今、副町長も町長も話しておりますように、それぞれが研修、それから知識を得て自信を持ってやるという話が答えが来ましたけれども、私どものいうんですか、町民サイドからいいますと、やっぱり若いころに今の課長さんを初め、役場の役付の方というんですか、そこらの方は若いときにいろんな課を経験しておる。その経験の上で、自分たちの課の話だけでなしに、一つのことを横の連携、今先ほどもありましたように、横の連携を非常に密にすることこれからやっていただければ、町民サイドももっともっとわかりやすい、それから役場との距離ももっと近づいて、町長が目指しておる地域の力という部分を十二分に発揮できるんじゃないかなというふうには思っております。それには、町長も分庁舎では楽しい部分もあるけれども、やっぱり困った部分もあるぞというような形の部分もありますので、どうかそこら辺の財政的な措置というんですか、そこら辺も十二分に研究して、早期にこの地域をより活性化する地域にしてほしいなあと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は5点についてお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、介護保険についてです。

介護保険制度がスタートして11年、その間、介護サービスの総量は増えてきましたが、負担増やサービス切り捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返されてきた結果、制度の矛盾がさまざまな形で噴出しています。介護費用の1割という高過ぎる利用料負担のために、支給限度額の6割弱しかサービスが使われないなど、低所得者が必要なサービスを受けられない事態が深刻化しています。また、要介護認定で軽度と判定された人が訪問介護やデイサービスを制限され、福祉用具のレンタルも受けられなくなるなど、介護取り上げも重大

問題です。また、施設入所待機者の増や介護現場の深刻な人手不足なども大きな問題になっています。

そんな中で、介護保険料は上がり続け、高齢者の生活悪化の重大要因になっています。今回出された小豆島町の第5期の保険料設定では、全階層で33%もの大幅引き上げとなっています。年金生活者は税金や介護保険料が天引きでいや応なく取り立てられた上に、年金も物価下落を名目に4月分から0.3%削減、さらに過去の物価下落時に据え置いた特例水準解消を口実に、10月分から0.9%、合わせて1.2%減額されます。その上に、介護保険料の大幅な引き上げで、まさに暮らし破壊になります。こうした実態に、町長は心が痛まないのでしょうか。介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのは限界ではないのでしょうか。これ以上の負担増はやめるべきです。被保険者から徴収し過ぎた保険料を積み立てている介護給付費準備基金は来年度から取り崩し、介護保険料の大幅引き上げはやめていただきたいと思います。

介護保険制度が始まったときに、それまで介護費用の50%だった国の負担を25%にされてしまったことがこの最大の問題です。公費負担が制限されるもとでは、給付費増が保険料引き上げに直結します。国に対して国庫負担の引き上げを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、移送費の請求についてお尋ねをいたします。

昨年、消防内海分署では救急搬送件数507件のうち、島外搬送は105件で約2割に上っております。その際、フェリーや高速艇、海上タクシーで搬送されたときにはその料金を患者、家族が負担しなければなりません。後日請求することで、保険から移送費が出ることになっていますが、そのことを知らない町民もいると思います。救急隊員も口頭では伝えているようですが、急を要する中、救急搬送という事態に動転している状態で、家族、特にお年寄りには十分伝わらないのではないのでしょうか。手持ちがないなどの理由で、その場で払えなかった場合もあります。手続についての説明、周知を十分にしていきたいと思います。

この請求に当たっては、必要な申請書類を役場でもらって医療機関の証明など書類を整え、そろえて請求しなければなりません。ひとり暮らしの方やお年寄りなど、そういう手続自体が困難な方もおられると思います。償還払いでなく、現物支給にするなど、改善することはできないのでしょうか。

3番目、社会福祉協議会についてお尋ねをいたします。

施政方針の中で、社会福祉協議会の機能拡大を段階的に図ると言われましたが、具体的



にはどのように考えておられるのでしょうか。特に、配食サービスを週2回にふやす計画ですが、現在の週1回でも特に内海地区では民生委員などの一部のボランティアに大きな負担がかかっている実態があります。具体的な問題として、ボランティアの民生委員の方が、代わりがないために配食サービスの日には熱があっても休めない、病院にも行けない、また家族や家業にも負担や影響がある。お弁当の保温容器がかさばり、重いときには3キログラムにもなり、車に乗れない人は歩いて届けていますが、特に雨の日には大変苦労している。そして、届けるだけではなく、持ってこられない人のところには容器の回収にもいかなければならない。その上、そういったボランティアの意見を言う場もなく、会議なども開かれていない。また、現在サービスを受けている人の基準がはっきりせず、見直しもないままなど、さまざまな声が寄せられています。こういった実態の抜本的な解決なしには、このサービスの拡充は図れないと思いますが、計画実施のための取り組みはどのように考えておられるのでしょうか。地域福祉の充実のために大きな役割を果たす社協の職員をふやすなど、実態改善の取り組みが必要ではないでしょうか。

次に、4番目、子育て支援についてお尋ねをいたします。

子育て応援ということで、幾つかの新しい施策が提案をされ、子育て教育課を新設して取り組もうと力を入れようとしていることは大いに歓迎するものです。

しかし、子供の医療費助成については、町長が言われたように、他の自治体に比べて見劣りしている実態があると思います。例えば、全国では埼玉県滑川町では、高校卒業までの医療費無料化を実施、あわせて学校給食の無償化や出産祝い金などの施策も進めています。人口がふえ、出生率でも県下で1位になっているそうです。お隣の岡山県の奈義町でも、高卒までの医療費無料化や高校生の通学費助成などをするそうです。県下でも、丸亀市が中学校卒業まで、高松市が小学校卒業までに入院費の無料化年齢を引き上げることを決めています。その結果、県の制度に上乘せをして年齢を引き上げている県下の自治体は5割以上になります。

今年はインフルエンザが大流行しました。あるお母さんは、子供がインフルエンザになり、病院に行ったんですけれども、診察、検査、薬で約3千円かかったそうです。また、兄弟がおりますと、次々に感染するということで、本当にお金の心配をせずに病院に行きたいという保護者の願いにこたえ、子育て応援に力を入れるのであれば、先ほど述べたような先進地に倣って子供の医療費無料化年齢の引き上げをし、安心して子育てができる小豆島町にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後は、病院の統合についてです。

内海病院がなくなるということは、現在通院している人は歩いたり自転車でいける身近なところから行けなくなる。また、入院している患者さんにとっては強制転院ということになるなど、町民への影響が大変大きいことです。また、保険、医療、福祉、介護を一体にした行政の取り組みがこれまで以上に求められる中で、拠点となる内海病院が統合移転すれば、その役割が十分に果たせなくなるのではないのでしょうか。特に、病院に隣接している介護老人施設への影響が大きいと思いますが、どのように考えておられるのでしょうか。地域医療を守るためには、住民、医療労働者、自治体、病院当局者の共同の力が必要です。しかし、トップダウンによる期限の決められた拙速な統合の進め方では、どんな地域医療、病院をつくるのかという最も大切な議論が十分にされないのではないのでしょうか。

また町長は、求められれば説明に行きますと言われましたが、実際には答えていません。町民への説明が不十分なまま、先に統合ありきで進めている今のやり方では、町民の理解、納得は得られず、問題だと考えます。どうお考えでしょうか。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

まず1点目の、介護保険に関することです。

第5期の介護保険料につきましては、現在の給付状況や認定者の推移、施設整備の計画から平成24年から平成26年度に見込まれる介護保険のサービス量を推計し、これに必要な保険料を算出したものが基準月額4,560円となっています。これは、香川県の平均5,200円と比較して低いものになっています。

保険料の設定に当たりましては、保険料の上昇の緩和のため、可能な限り介護給付費準備基金を取り崩すとともに、県の財政安定化基金の取り崩しによる交付金を活用するほか、低所得者の負担軽減のため、さらに細分化し、9段階の設定としたところです。

介護保険につきましては、何度も申し上げておりますように、高齢者福祉の基盤となる制度であると思っておりますけれども、さまざまな課題を抱えた制度であると思っております。このままの仕組みでは、構造的に将来とも介護保険料が増高することが不可避だと思っております。根本的には、高齢者の方々ができるだけ長く健康でいて、要介護にならないようになることあるいは地域で助け合うといったものが広がるのが介護保険料の引き上げを押しさえる意味で必要不可欠であろうと思っております。

また、現行の制度は国の負担金が時が経つにつれて軽減されておりますけれども、ほうっておけば、さらに国の負担が下がることが考えられるところでもありますので、私自身国に対してそういう国庫負担を引き下げをするようなことはあってはいけないと思っておりますので、町村会などを通して国庫負担の引き上げについては要望をしてみたいと思っています。

次の移送費についてですけれども、これについてはかなりの方が移送を利用されるということですが、制度として国の制度でありますので、償還払いというのが原則でありまして、現物支給にするということは国の制度である以上、小豆島町のみそういう制度を導入することは難しいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の社会福祉協議会ですけれども、私自身は社会福祉協議会が地域福祉の担い手になってほしいと思っています。目標は、お一人で暮らして、自分で食事をつくれぬ高齢者に対して、毎日1回は配食サービスができるようにということをやっております。社会福祉協議会がその担い手になることが望ましいと思っておりますけれども、必ずしも絶対に社会福祉協議会でなければいけないというものでもないと思っておりますが、できるならば社会福祉協議会にその担い手になってほしいと思っています。

そういう1日1回、必要な人に配食サービスをするというのは、現在の社会福祉協議会の体制でできないのは当たり前のことでありまして、人員の確保から体制を抜本的に見直すということが前提になるかと思っております。そういう体制づくりは1年や2年でできるものじゃなくて、何年もかけてすることが必要であるという、そういう趣旨で段階的に社会福祉協議会の機能拡大を図りたいと申し上げているところでございます。

先ほどの質問で、鍋谷議員が社会福祉協議会について指摘された事項については全く同意見でありまして、これから社会福祉協議会でそういうことができるのかどうか、もしできないのならば、新しい担い手を考えなければいけないということでありまして、これはゼロから検討することであって、今の制度の延長線上で考えてるものではないということだけは申し上げておきます。

4点目の乳幼児医療費の助成につきましては、来年度の子育ち支援策のメニューとしては取り上げることはならなかったわけですが、私自身その施策は必要ないとは考えておりません。議会においても議論をしていただきたいと思っております。先ほど言われたように、乳幼児医療費の助成が子育て支援に効果があるという事例があるのであれば、それはよく私どもも勉強して、必要ならばそれは今後の課題として取り組んでまいりたいと思っています。

最後の公立病院の再編につきましては、これも何度も申し上げておりますように、今私たちの危機というのは、必要な医療を確保できなくなるという最大の危機が迫っているということでございます。移送費の請求で質問されたように、これまでは小豆島の病院で対応できたものが、内海病院にお医者さんがいなくなることで、やむを得ず高松に行って病院にかからざるを得ないという実情があるわけでありまして、そういう実態を防ぐということが今まさに求められていることだろうと思います。

公立病院の統合について、私が申し上げてるのではなくて、香川県内で医療確保に中心的役割を果たしている医師会でありますとか、香川大学の医学部でありますとか、県の看護師協会でありますとか、香川県の医療を担っている中枢の人たち全員の意見が一致して、小豆島の病院を統合することによって必要な医療の確保ができるようになるのではないかという提案であります。そういう専門家のご意見に添えて、一日も早く新しい病院をつくって医師、看護師を確保して、必要な医療を確保できるようにすることが町長としての最大の医療をつくる政策であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 介護保険についてですけれども、介護給付費準備基金を取り崩しも含めて保険料を抑えたというふうな説明だったと思うんですけれども、これはもう3年間で全額取り崩すということになるんでしょうか。それを取り崩しても、引き上げをしなければならぬということであれば、一般会計の繰り入れによって保険料軽減をすることはできないのか、お尋ねをいたします。

それから、保険料徴収段階を9段階にしたと言われたんですけれども、この多段階化についても、10段階あるいは11段階にしている自治体もあるんですけれども、そういう検討はされないのかということをお尋ねをいたします。

それから、社会福祉協議会についてですけど、ゼロから検討するということですが、今実際に先ほど言ったような実態があるわけで、そこを具体的にどういうふうによいように改善していくのかという、もう少し具体的なお話を伺いたいたんですが、まず配食サービスのボランティアを増やさないといけないと思うんです。それから、例えば今あるお弁当の容器が重たいとか、回収しなければならないということでもありますので、回収しなくてもいい容器にするとか、軽い容器にするとか、そういうことも考えなければならない

と思いますし、関係者との意見交換、調整の会も必要になると思いますけれども、そういう具体的な中身についてはどのように今後取り組んでいかれるのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、子供の医療費の問題ですけれども、今後の課題として検討ということなんで、先ほど言ったような先進地では高校卒業まで無料にして成果があるということなんですけれども、高校までとは言いませんので、せめて当面小学校卒業までとか、そういう検討をできないものかと、試算をして予算がどれくらい要るとかということも含めて、検討をしていただきたいと思いますので、というのは小学生以上になりますと、本当に小さいころと違って病院に行く回数はうんと減ると思います。その必要な予算も少なくて済むと思うんですけれども、子供の子育ての安心のためにもそういう施策を一日も早く実施してもらいたいと思いますので、試算も含めて検討ができないかお尋ねをいたします。

それから、病院の問題です。

町民の願いは、やっぱり身近にある内海病院を充実してほしいということだと思います。建設する場所も示さず、どんな病院になるのかという議論もないまま、統合、新設だけは決めるというやり方で本当に住民の安心する病院ができるのだろうかという疑問があるということを思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 鍋谷議員の介護保険に対しての質問でございますが、この第5期の計画につきましては3年間のサービス料等の経過を見込んでの料金設定となっております。また、基金につきましてもこの3年間で、準備基金につきましても3年間で取り崩していくというような計画でございます。

また、段階別のお話ですが、現在7段階、それから今回は4段階の特例が継続していけると、3段階の特例を設置することができるというような形で一応政令というか、通知が参っております。余分の段階となりますと、当然一般財源等の負担になるかと思いますが、この制度自体、やっぱり保険料を納めてサービスの提供を受けるという大前提がございます。従いまして、独自でできないかというご質問に対しては、大変町の財政も厳しいということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課参事。

住民福祉課参事課長（宗保孝治君） 鍋谷議員のご質問ですけれども、社会福祉協議会の関係でということで私のほうから答弁をさせていただいたと思います。

実際に、この制度で合併以後、弁当が重たいとかいろんな問題がありますけども、6年近くやっております。現在、利用者がおりますので、その方にボランティアの方が各それぞれお家の方へ持っていかれておる、そこでの問題だと思えますけども、この問題については社会福祉協議会のほうも承知をしております。町から委託があったものを受託をして、社会福祉協議会が現在配っておるというような状態でございます。

それで、先ほど町長言われたように、これがすべてという話じゃなくて、ゼロからの出発ということは今からの問題点はそれなりに解決をしていかなければならないとは思っております。ただ、重たいというような問題もありますし、女性の方には非常に重たいのかな、傘を差してということでも伺っております。軽くすれば済むのか、男性を入れるのかというような問題もございますし、実際に自治会あたりの方もこの配食をしておる事実、例えば自分とこの地域でどなたが受けておるのか、そのあたりも知らない総代さんもおられたような問題もございますので、自治会を含め、それぞれ関係しておる方が利用者の方のすべてある程度のことを理解していただいた上で配食を地域で取り組むというような形で考えていかなければならないのかなということで考えてます。以上です。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 乳幼児等の医療費の助成についてでございますが、県下全般に徐々に対象年齢の拡大方向にあるのは述べられたとおり事実でございます。

そこで、当町におきましては先ほど町長が申し上げましたとおり、24年度に新規重要施策の一つである子育て応援の島づくり事業への取り組みが始まる予定でございます。そういったものの中から、それらの全体の事業の中で費用対効果等も考えまして、身の丈に合った方向で今後考えてまいりたいというふうに思っております。

昨年度の予算要求の当時試算しました関係で、予算上ではどうい金額かというようなことでしたが、小学校までですと、今の現状プラス1,800万円程度、それから中学校までを見ますと、全部をひくくめてすべてで2,780万円程度というふうな試算の結果が出ておりますので、そういったものを先ほど申しましたように、全体の子育ち関連事業からかんがみまして、今後の取り組みを図ってまいりたいというふうに思っております。

す。以上です。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 内海病院の統合についての再質問にお答えします。

まず、内海病院の充実等が大切ではないかと、確かにそれが望ましいんですが、先ほど町長が申したとおり、各界各層の方が小豆島の小豆医療圏の公立病院は統合が必要だと考えてございます。それに向けて取り組んでいってる最中でございます。

それで、場所、診療科目等を町民に示してということでございますが、今後基本構想を策定するということになっております。その節目節目で住民の方には周知等をしていきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 先ほど保険事業課長の話の中にもございましたが、介護保険料の詳細区分について、どれぐらいの一般財源所要額が必要か、そのあたりは試算をさせていただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 介護保険についてですけれども、先ほど町長も言われたように、公費5割ということになりますと、給付がふえるほど保険料値上げか給付費削減かということになりまして、本当に保険料がどんどん上がっていくと、今でも大変なのにこれ以上、上がると払えない人もふえてくる、そういう実態があると思います。だから、今試算もすると言われたんですけど、一般会計の繰り入れによって保険料軽減をしている自治体も実際にあります。ぜひ、お年寄りの暮らしを本当に破壊する引き上げ、これをストップするために取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、それから子供の医療費なんですけど、試算をされた中身はどういうふうにされたのかなと思うんですけど、1歳から6歳までのそのまんま小学校、中学校へ当てはめたいんでしょうか。以前に聞いたときはそういうふうに言われたと思うんですけど、ではないんですか。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 乳幼児等の医療費の試算でございますが、先進地であります琴平町、こちらが現実に行っておりました。町の規模も似ているというふうな状況、それから内海病院等の先生との話し合いで、先ほども言われておりましたが、高学年になるほど病院には来たがらない、来ないんだと、だから言うほど心配しなくていいんだよというふうな話も伺ったんですが、先進地であります琴平町の年間の経費、そちらを参考にさせて試算をさせていただいております。

それで、人数ですが、小学生までが753名、それから中学生が435名、これが当町の対象人員でございます。昨年ですが、対象人員でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） まず、介護給付の財源としては40歳以上の方で半分ということ、また国が25、県が12.5、町が12.5というふうな財源内訳になっております。ただいまのご指摘で、保険料が払えなかった場合にはどうするかということですが、できるだけそういう状況に陥った場合には、ぜひ窓口のほうで一応相談をさせていただいてというふうな対応をしてみたいと思います。現段階では、お互い助け合いでこの制度自体が来ているというようなことで、現段階ではそういう想定はいたしておりません。ただ、将来的に可能性があるとするれば、ぜひ窓口のほう、担当のほうへご相談をいただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 5番藤本傳夫議員。

5番（藤本傳夫君） 私のほうからは、町内で自治会単位である災害なり、台風なり地震、避難場所を指定しておりますが、その施設の耐震検査などを行っているとは聞いておりますので、その状況はどうかと。自治会の施設とか町の施設、いろいろありますので、その建築年数、年次や収容人数等は把握しているのか、それと池田本町でしたら、イマージュセンター、武道場、池田三都のほうでは小学校の校舎や体育館、福田のほうでしたら、小学校はたしか耐震検査したというて聞いたと思うんですけども、体育館の状



態はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 藤本議員のご質問にお答えいたします。

避難施設の耐震診断でございますが、現在本町の施設で耐震診断が終了し、不備なものについて耐震改修を実施している施設は、学校等の教育施設と公営住宅等だけでございます。公民館など、それ以外の施設においては耐震診断が必要な施設が幾つかありますので、今後計画的に実施していきたいと思っております。

また、自治会館などの町所有以外の施設におきましては、収容人数は把握できていますが、建築年数は把握できていません。確認の上、耐震診断等について今後の取り組み方を自治会等と協議していきたいと思っております。なお、イマージュセンター等の施設におきましては、昭和57年以降の建物でございますので、建築基準の上での強度は満たしていると言えます。福田小学校の体育館のみ、昭和56年以前の建物ですが、現在避難所には利用していません。以上です。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 各避難所とか、朝のでも言ようりましたけど、瀬戸芸とかそういうふうな施設を利用する計画もあります。朝、本庁舎自体が災害時の司令塔になると言ようりましたけども、池田なり内海なりも、その案件を満たしていないと思っておりますので、その辺のところを早く実施するべきだと思っております。

それと、福祉と医療の拠点についてでも、そこら辺の施設が何力所か当てはまるところがあると思っておりますので、そういう耐震なりの診断は早くするべきだと思っております。

それと、もし補強や建てかえが必要になった場合は、各自治会の施設ということで町が直接するということはできないんでしょうけれども、その時点での助成とか補助とかいう対応はどういうふうになりますでしょうか、お願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 藤本議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

確かに、避難所というだけではなくて、公共施設でございます。いろんなことで使っていくということもございますので、その耐震につきましては今後十分確認していきたいというふうに考えております。

それと、自治会所有の建物とか、そういうふうな集会所等でございますけれども、こういうところにつきましては建物自体平家建て等が多く、余り耐震基準ということになりますと、それほど難しいことではないかと思うんですけれども、その辺も調査をしていきたいというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は終了しました。

次回は3月23日金曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時33分